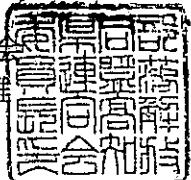


解高發第54048号
2009年12月7日

高知県知事
尾崎正直様

部落解放同盟高知県連合会
委員長 野島達雄



「県営住宅入居申込書」に関する抗議と話し合いの申し入れ

貴台の部落問題をはじめとする人権問題解決へのご尽力に対し、敬意と感謝を表します。

さて、県営住宅入居申込書（第1号様式）に、申込みをしようとする者の本籍地を記入させる欄が存在しています。通常、公営住宅入居申込書に申込み者の氏名や現住所、電話番号の記入を求めるることは必要当然であり、他の自治体もその記入を求めています。しかし、私たちは公営住宅の入居選考や抽選に本籍地は不需要だと考えます。

現在、本籍についての情報収集は部落差別等を助長するものとしてその不当性が指摘され、就職活動等に利用される履歴書の様式からも本籍欄が削除されています。プライバシー・個人情報保護や人権全般の観点からも、安易に本籍地記載や戸籍謄抄本の提出を求めるることは許されません。

にもかかわらず、本来人権問題の解決に向けて県民や企業等を啓発・助言指導すべき県行政自身が、県営住宅の入居申込書に本籍地記載を求めていることは重大な人権侵害であり、人権軽視の体質、人権意識・感覚の欠如を示すものです。強く抗議するとともに、早急に責任ある真摯な反省と本籍欄の削除をはじめとする所要の善処策を明確に示し、実行することを求めます。

私たちは、県人権尊重の社会づくり条例、県人権施策基本方針、人権教育基本方針に沿って、県のすべての行政施策立案と推進の根底に基本的人権の尊重の視点が貫かれるべきだと考えます。

つきましては、下記の事項についての、話し合いを持っていただきますよう申し入れいたします。

記

- 1 県営住宅入居申込書に「本籍地」欄を設け、記入を求める目的、根拠などの経緯、現状、課題について。
- 2 すべての行政施策の基本的人権尊重の視点での点検と、県職員・県民の人権教育、啓発・研修の推進について。

以上